

記載例

教育・保育給付認定申請書

令和 7年11月4日

京丹波町長様

申請者（保護者）氏名

〒622-0292

京丹波町蒲生蒲生野487番地1

名 京丹波 太郎

号 0771 (82) 1394

はじめて教育・保育給付認定を申請される方は「教育・保育給付認定」に○印を付けてください。

継続入園の児童の場合（教育・保育給付認定を受けた方）は、「現況届」に○印を付けてください。※利用希望期間の記入不要。

次のとおり、施設型給付費・地域型給付費に係る教育・保育給付認定等を申請します。

■申請事由：教育・保育給付認定 ・ 変更認定 ・ 再交付 ・ 返還 ・ 現況届

※いずれかに○印を記入してください。

基本情報等

これまでに認定を受けていない場合、番号が分からない場合は、空欄にしてください。

ふりがな氏名	生年月日	性別	障害者手帳等の有無
きょうたんぼ さぶろう 京丹波 三郎	令和3年9月1日	男・女	有・無
支給認定証番号	保護者との続柄	第3子	
認定区分	☐ 1号認定 満3歳以上で教育標準時間（4時間程度）を希望 ☒ 2号認定 満3歳以上で保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望 ☐ 3号認定 満3歳未満で保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望		
令和8年4月1日から令和10年3月31日まで			

該当する認定区分に
☑してください。

※「支給認定証番号」

②申請児童の家

令和8年4月1日を起点に、3歳未満の児童は3歳に到達する日の前々日まで、3歳以上の児童は卒園予定日までとしてください。なお、認定期間であって、入園決定期間とは異なります。※現況届の方は記入の必要はありません。

区分	ふりがな氏名	性別	職業等	備考
申請児童以外の同居家族構成	きょうたんぼ たろう 京丹波 太郎	父	大・昭・平・令 61. 3. 30	男・女 地方公務員
	きょうたんぼ みずほ 京丹波 瑞穂	母	大・昭・平・令 60. 5. 1	男・女 看護師
	きょうたんぼ いちろう 京丹波 一郎	兄	大・昭・平・令 30. 8. 8	男・女 丹波ひかり小 1年生
	きょうたんぼ じろう 京丹波 二郎	兄	大・昭・平・令 2. 4. 6	男・女 たんぼこども園 4歳児
家庭状況	☐ ひとり親世帯 ☐ 生活保護受給者（開始日 年 月 日） ☐ 在宅障害児（者）同居世帯 氏名： 氏名： 氏名：			
保護者の居住地の確認	< 令和7年1月1日の住所地 > 1.京丹波町（父・母） 2.その他（父・母）（〇〇市）		< 令和8年1月1日の住所地 > 1.京丹波町（父・母） 2.その他（父・母）（ 市 ）	

保護者が求職中の場合、備考欄に「求職中」と記入してください。

ひとり親家庭や生活保護世帯などにかかる家庭状況は、利用料算定に必要な項目です。該当項目によっては、別途書類の提出が必要な場合がありますので、提出時に確認してください。

「2」に○印をつけられた場合、住所地（市区町村名）を必ず記入してください。

居住見込を記入ください。なお、居住地が変われば改めて手続きが必要となります。

※留意事項を裏面に記載していますので、確認のうえ①および②の各欄に記入してください。

(表面)

＜ 留 意 事 項 ＞

- * 別居の子どもがおられる場合、備考欄に「別居」と記入のうえ別途「申立書」を提出してください。
- * ①で障害者手帳等が「有」のとき、②で「在宅障害児（者）同居世帯」に該当するときは手帳等の写し（コピー）を提出してください。（※障害者手帳の交付を受けている方、特別児童扶養手当の支給対象である方、障害基礎年金等を受給されている方が対象です。）
- * 世帯員の中で入園児童の他に、保育所、幼稚園等に入所している児童がおられる場合は、当該施設名、所在地、電話番号を「備考」欄に記入してください。
- * 「保護者の居住地の確認」欄で「2.その他」とされた場合は、課税証明書等の提出が必要となります。

③世帯情報等の提供、個人番号の利用にあたっての記名欄

町が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な世帯の町民税等の税情報（同一世帯者を含む）および世帯情報を閲覧すること、別紙「個人番号申告書」に記載した個人番号を利用すること、その情報に基づき決定した利用者負担額を特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名 京丹波 太郎 保護者氏名 京丹波 瑞穂
 ※児童の親の他に生計主宰者がおられる場合は、生計主宰者が記名してください。

…保育所枠（2号・3号認定）を希望される場合のみ下記にご記入ください。…

④保育の利用を必要とする理由等

続柄	必要とする理由	備考
父	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学・職業訓練 ☐ 虐待・DVの危機 ☐ 育児休業 ☐ その他 <具体的な状況（勤務先・就労時間・日数等や疾病の状況など）>	
	京丹波町役場で子育て支援課に所属。 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで勤務。	
母	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学・職業訓練 ☐ 虐待・DVの危機 ☐ 育児休業 ☐ その他 <具体的な状況（勤務先・就労時間・日数等や疾病の状況など）>	
	京丹波町病院で看護師として午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで勤務。土曜日や夜勤もある就労形態。	
利用曜日	① 月～金曜日 ② 月～土曜日	利用時間 ※土曜日除く
優先利用該当項目	・生計中心者の失業 ・育児休業明け ・その他（ ）	午前 8 時 30 分 ～午後 5 時 30 分 まで
認定区分の選択	・「保育短時間」を希望	
保育の必要量が「保育標準時間」に該当する方であって、「保育短時間」を希望される場合は○印を付けてください。		
可 ・ 否 （否とする理由）		
可 ・ 否 （否とする理由）		
入園の可否		
可 ・ 否 （否とする理由）		
〔 ☐ 施設型 ☐ 地域型 ☐ 特例施設型 ☐ 特例地域型〕		
入園施設（事業者）名		
☐ 幼稚園 ☐ 保育所 ☐ 認定こども園 ☐ 地域型（ ☐ 小規模 ☐ 家庭的 ☐ 居宅 ☐ 事業所）		
備考		